

○厚生労働省令第百七号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）及び関係法令の規定に基づき、栄養士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
（免許の申請手続） 第一条 <u>栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「令」という。）第一条第一項の栄養士の免許の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> 一 <u>本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等（その国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。次項第二号を除き、以下同じ。））</u> 二 <u>四（略）</u> 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 <u>（略）</u> 二 <u>戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する</u>			（免許の申請手続） 第一条 <u>栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号。以下「令」という。）第一条第一項の栄養士の免許の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> 一 <u>本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）</u> 二 <u>四（略）</u> 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 <u>（略）</u> 二 <u>戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を</u>		

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四項第二号において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第二号において同じ。） 3・5（略） 第一号様式中「本籍地都道府県」を「本籍地都道府県」に改める。 第二号様式及び第三号様式中「本籍地都道府県」を「本籍地都道府県」に改める。 第四号様式から第八号様式までの様式中「本籍地都道府県」を「本籍地都道府県」に改める。 （医師法施行規則の一部改正） 第二条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。
改 正 前		（医師免許の申請手続） 第一条の三（略） 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一（略） 二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。） 三（略） 3・4（略） （医籍の訂正の申請手続） 第三条 令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。
改 正 後		（医師免許の申請手続） 第一条の三（略） 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一（略） 二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。） 三（略） 3・4（略） （医籍の訂正の申請手続） 第三条 令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。
改 正 前		（医師免許の申請手続） 第一条の三（略） 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一（略） 二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。） 三（略） 3・4（略） （医籍の訂正の申請手続） 第三条 令第五条第二項の医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

（傍線部分は改正部分）

第一号書式及び第二号の二書式から第三号書式までの書式中「国籍」を「国籍」に改める。
(歯科医師法施行規則の一部改正)
第三条 歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(歯科医師免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 (略) 二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。） 三 (略) 3・4 (略)			(歯科医師免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第三条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 (略) 二 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二において同じ。） 三 (略) 3・4 (略)		
(歯科医籍の訂正の申請手続) 第三条 令第五条第二項の歯科医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。 2 (略)			(歯科医籍の訂正の申請手続) 第三条 令第五条第二項の歯科医籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条において同じ。）及び令第五条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。 2 (略)		
第一号書式及び第二号の二書式から第三号書式までの書式中「 <u>国籍</u> 」を「 <u>国籍</u> 」に改める。 (診療放射線技師法施行規則の一部改正) 第四条 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。			(傍線部分は改正部分)		

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との			(免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第一条の二の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との		

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第五条第二項において同じ。） 二（略） （診療放射線技師籍の訂正の申請手続） 第三条（略） 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条の二第二項において同じ。）及び令第一条の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。		平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第五条第二項において同じ。） 二（略） （診療放射線技師籍の訂正の申請手続） 第三条（略） 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条の二第二項において同じ。）及び令第一条の四第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	
第一号書式及び第一号書式の二中「<u>国籍</u>」を「<u>国籍等</u>」に改める。 第二号書式中「<u>本籍地</u>都道府県名（<u>国籍</u>）」を「<u>本籍地</u>都道府県（<u>国籍等</u>）」に改める。 第二号書式の二及び第三号書式中「<u>国籍</u>」を「<u>国籍等</u>」に改める。 （保健師助産師看護師法施行規則の一部改正） 第五条 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。		（傍線部分は改正部分）	
改	正	（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続） 第一条の三（略） 2 令第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 三（略） 四 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条の四において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第五条の四において同じ。） 五（略） 3・4（略）	
	後	（保健師免許、助産師免許及び看護師免許の申請手続） 第一条の三（略） 2 令第一条の三第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 三（略） 四 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第五条の四において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第五条の四において同じ。） 五（略） 3・4（略）	
改		正	前

(籍の訂正の申請書に添付する書類) 第五条 令第三条第四項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条の三において同じ。）及び令第三条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び令第三条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	
第一号様式から第二号様式までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。 (齒科技工士法施行規則の一部改正) 第六条 齒科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。次の表のように改める。	
改正後	改正前
(免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第一条の二（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 (略) 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二第二項において同じ。） 三 (略) 3 (略) (名簿の訂正の申請手続) 第三条 (略) 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第四条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。	(籍の訂正の申請書に添付する書類) 第五条 令第三条第四項の籍の訂正の申請書には、戸籍謄本又は戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条の三において同じ。）及び令第三条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び令第三条第一項、第二項又は第三項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。
	(免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第一条の二（令第七条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 (略) 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第四条の二第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第四条の二第二項において同じ。） 三 (略) 3 (略) (名簿の訂正の申請手続) 第三条 (略) 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第四条第二項において同じ。）及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添えなければならない。

(傍線部分は改正部分)

様式第一号を次のように改める。

記入 不要	登録番号	
登録年月日		

収入 印紙 欄 (収入印紙は消印しないでください)

※印の欄は記載しないこと。
様式第一号(第一、二条の三関係)

歯科技工士免許申請書

平成 令和	年	月	施行 第	回	歯科技工士国家試験合格	受験地		受験地コード		受験番号	
----------	---	---	---------	---	-------------	-----	--	--------	--	------	--

次の有無について必ず該当するどちらかを○で囲むこと。

1 歯科医療又は歯科技工士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。
(有の場合、違反の事実及び年月日)

有・無

2 出願後の本籍又は氏名の変更の有無。(有の場合、出願時の本籍又は氏名)

有・無

3 旧姓併記の希望の有無。

有・無

4 過去に歯科技工士免許を有していたことの有無。(有の場合、登録番号)

有・無

上記により歯科技工士免許を申請します。

令和 年 月 日



本籍地コード		都道 府県
本 (国 籍 等)		
電話番号	()	
住所	〒	都道 府県

ふりがな	(氏)	(名)
氏名		
	(旧姓)	
通称	名	

性別	男
	女

生年月日	昭和 平成 令和 西暦			年		月		日
------	----------------------	--	--	---	--	---	--	---

受付印

厚生労働大臣
指定登録機関代表者 殿

様式第一号(第一、二条の三関係)

様式第二号を次のように改める。

記入 不要	登録番号	
再交付年月日		

歯科技工士免許証再交付申請書

登録番号	第		号	登録年月日	昭和 平成 令和		年		月		日
------	---	--	---	-------	----------------	--	---	--	---	--	---

登録都道府県名	都道 府県	※コード番号	
---------	----------	--------	--

※コード番号		都道 府県
本 (国 籍 等)		

ふりがな	(氏)	(名)
------	-----	-----

氏名	
	(旧姓)

性別	男
	女

通称	名
----	---

生年月日	昭和 平成 令和 西暦			年		月		日
------	----------------------	--	--	---	--	---	--	---

※									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

免許取得 資格	昭和 平成 令和	年		月	施行 第	回	都道 府県	歯科技工士試験合格	受験地
------------	----------------	---	--	---	---------	---	----------	-----------	-----

上記の歯科技工士免許証を (破った・汚した・失った)

ので関係書類を添えて免許証の再交付を申請します。

令和 年 月 日

電話番号	()
住所	〒
	都道 府県

氏名

受付印

厚生労働大臣
指定登録機関代表者 殿

※印の欄は記載しないこと。

様式第二号(第四、五、六条の二関係)

(臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正)
第七條 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十四号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請手続) 第一条の五 (略) 2 令第一条の規定により、臨床検査技師の免許を受けようとする者が前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))を記載したものに限る。第三十條の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第三十條の三第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第三條の三第二項において同じ。) 二 (略) (名簿の訂正の申請手続) 第二条の二 (略) 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。第三條の二第二項において同じ。))及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。を添えなければならない。			(免許の申請手続) 第一条の五 (略) 2 令第一条の規定により、臨床検査技師の免許を受けようとする者が前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))を記載したものに限る。第三十條の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第三十條の三第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第三條の三第二項において同じ。) 二 (略) (名簿の訂正の申請手続) 第二条の二 (略) 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十條の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三條の二第二項において同じ。))及び令第三條第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九條の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。を添えなければならない。		

様式第一及び様式第二中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第三中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に改める。
様式第四及び様式第五中「国籍」を「国籍等」に改める。
(調理師法施行規則の一部改正)
第八條 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請手続) 第一条 (略) 2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 (略) 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離			(免許の申請手続) 第一条 (略) 2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 (略) 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七條第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九條の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離		

(傍線部分は改正部分)

脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し） （認定証書） 第二十一条 厚生労働大臣は、技術審査に合格した者に、次に掲げる事項を記載した認定証書を交付する。 一・二 （略） 三 氏名及び生年月日 四 （略） 2 （略）		脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し） （認定証書） 第二十一条 厚生労働大臣は、技術審査に合格した者に、次に掲げる事項を記載した認定証書を交付する。 一・二 （略） 三 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名及び生年月日 四 （略） 2 （略）	
様式第一中「外務省官制ニ基キ（国籍）」を「外務省官制ニ基キ（国籍等）」に改める。 様式第二中「本籍地都道府県名（国籍）」を「本籍地都道府県（国籍等）」に改める。 （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正） 九条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。		（傍線部分は改正部分）	
改 正 後		改 正 前	
（受験の申請） 第二百五十九条の五 登録販売者試験を受けようとする者は、氏名、生年月日、性別、本籍地都道府県（日本国籍を有していない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）、住所及び連絡先を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。 （販売従事登録の申請） 第二百五十九条の七 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一 （略） 二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）、又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び国籍等を記載したものに限る。） 三・四 （略） 3・4 （略）		（受験の申請） 第二百五十九条の五 登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍。第二百五十九条の八第二号において同じ。）、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。 （販売従事登録の申請） 第二百五十九条の七 （略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。 一 （略） 二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）、又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。） 三・四 （略） 3・4 （略）	

(登録販売者名簿及び登録証の交付) 第百五十九条の八 販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。 一 (略) 二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県(日本国籍を有していない者についてはその国籍等) 三・四 (略) 2 (略)		(登録販売者名簿及び登録証の交付) 第百五十九条の八 販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。 一 (略) 二 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別 三・四 (略) 2 (略)	
様式第八十六の二中「本籍地都道府県名」を「本籍地都道府県(国籍等)」に改める。 様式第八十六の三中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に改める。 (薬剤師法施行規則の一部改正) 第十条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。		改正後 (傍線部分は改正部分)	
第一条 (免許の申請手続) 2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。)若しくは住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。))又は住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。第六条第二項において同じ。)(薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県又は国籍等に変更があつた者については、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。))又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び国籍等を記載したものに限る。))及び当該変更を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更を証する書類とする。)) 二・三 (略) 3 (略)		改正前 (免許の申請手続) 第一条 (略) 2 令第三条の規定により前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。)若しくは住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。))及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。))又は住民票記載事項証明書(同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第三条第二項及び第五条第二項において同じ。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。第六条第二項において同じ。)(薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県又は国籍等に変更があつた者については、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))又は住民票記載事項証明書(住民基本台帳法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。))及び当該変更を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更を証する書類とする。)) 二・三 (略) 3 (略)	

様式第一中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第二中「本籍地都道府県名」を「本籍地都道府県名(国籍等)」に「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第三中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県名(国籍等)」に改める。
様式第四、様式第五及び様式第六の二中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第六の三中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県名(国籍等)」に改める。
様式第六の四から様式第七までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第八中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県名(国籍等)」に改める。
様式第九中「国籍」を「国籍等」に改める。
(理学療法士及び作業療法士法施行規則の一部改正)
第十一条 理学療法士及び作業療法士法施行規則(昭和四十年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第六十条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。) 二・三 (略) 第三条 (略) (名簿の訂正の申請手続) 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。))及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。			(免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))にあっては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。) 二・三 (略) 第三条 (略) (名簿の訂正の申請手続) 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。))及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。		

様式第一号及び様式第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第三号中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県名(国籍等)」に改める。
様式第四号から様式第六号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。

(傍線部分は改正部分)

(製菓衛生師法施行規則の一部改正)
第十二条 製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請手続)			(免許の申請手続)		
第一条 (略)			第一条 (略)		
2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。			2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。		
一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)			一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)		
二 (略)			二 (略)		

別記様式中「~~本欄に 製菓衛生師(国職)を「本欄に 製菓衛生師(国職)」に改める。~~
(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)
第十三条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免状の申請手続)			(免状の申請手続)		
第九条 法第七条第一項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。			第九条 法第七条第一項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。		
一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(様式第二号において「国籍等」という。))を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)			一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)		
二 (略)			二 (略)		

(傍線部分は改正部分)

様式第二号中「国籍」を「国籍等」に改める。
(視能訓練士法施行規則の一部改正)
第十四条 視能訓練士法施行規則(昭和四十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請手続) 第一条の三 (略) 2 令第一条の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)にあつては住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第六十二条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。) 二 (略) 第三条 (略) 2 前項の申請書には、戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。))及び令第三条第一項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添えなければならない。 様式第一号及び様式第二号中「 <u>国籍</u> 」を「 <u>国籍等</u> 」に改める。 様式第三号中「 <u>本籍地都道府県名(国籍)</u> 」を「 <u>本籍地都道府県(国籍等)</u> 」に改める。 様式第四号及び様式第五号中「 <u>国籍</u> 」を「 <u>国籍等</u> 」に改める。 (外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則の一部改正) 第十五条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。			(傍線部分は改正部分)		
(臨床修練の許可の申請手続等) 第四条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 旅券の写し、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。次条第二項第一号において同じ。その他の身分を証する書類の写し 二 八 (略) 三・四 (略)			(臨床修練の許可の申請手続等) 第四条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 旅券の写し、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。次条第二項第一号において同じ。その他の身分を証する書類の写し 二 八 (略) 三・四 (略)		

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。
様式第一号（第四条第一項及び第五条第一項関係）

写真 photo 40mm×30mm	収入印紙欄 revenue stamp	※許可番号	
		※許可年月日	

臨床修練／臨床教授等許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可を申請します。
Under the provisions of the law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

目的／Purpose		☐ 臨床修練／Advanced clinical training	
国籍等 Nationality, etc.	☐ 臨床教授／Clinical teaching	☐ 臨床研究／Clinical research	
氏名 Name	原語表記 in the original letters		
	英語表記 in English		
	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana		
性別／Sex	☐ 男／Male ☐ 女／Female		
出生地／Place of birth			
本国における居住地 Home town/city			
日本における居住地 Address in Japan			
電話番号／Telephone No.			
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research	☐ 帰国／Return to your country 勤務予定先／Intended place of work ☐ その他／others ()		

外国医師（歯科医師・看護師等） 資格 Foreign license of medical practitioner (dental practitioner・nurse)	資格を取得した外国の国名 Country where the license is obtained		年 月 日 Year Month Day
	資格を取得した年月日 Date when the license is obtained		
資格の名称 Name of the license	原語表記 in the original letters	英語表記 in English	
	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana		
成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	☐ なし／No		
	☐ あり／Yes		
日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	☐ なし／No	
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	☐ あり／Yes	具体的内容／Details ()
医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension	☐ なし／No		
	☐ あり／Yes	具体的内容／Details ()	
医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	☐ なし／No		
	☐ あり／Yes	具体的内容／Details ()	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年 月 日
Year Month Day

- (注 意) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
(Remarks) Use the paper of Japanese Industrial Standards A4.
2. ※印の欄には、記入しないこと。
Column with ※sign is for official use only.
3. 黒ボールペンを用い、かき書きはフロッグ体ではっきり記入すること。
Write clearly in black letters with ball-point pen.
4. 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第二号（第五条の三第一項及び第五条の四第一項関係）

写真 photo 40mm×30mm		収入印紙欄 revenue stamp		※許可番号		
				※許可年月日		

臨床修練／臨床教授等許可更新申請書
APPLICATION FOR RENEWAL OF EFFECTIVE TERM OF PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING
／ CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律の規定に基づき、関係書類を添えて臨床修練又は臨床教授等の許可の有効期間の更新を申請します。
Under the provisions of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., I hereby apply for renewal of the effective term of the permission for advanced clinical training or clinical teaching and research, and submit the necessary documents.

許可番号 Permission No.	許可年月日 Date of permission	年 Year	月 Month	日 Day	
目的／Purpose		☐ 臨床修練／Advanced clinical training ☐ 臨床教授／Clinical teaching ☐ 臨床研究／Clinical research			
国籍等 Nationality, etc.	原請表記 in the original letters	生年月日 Date of birth	年 Year	月 Month	日 Day
氏名 Name	英語表記 in English				
	日本語表記 (カタカナ) in Japanese Katakana				
日本における居住地 Address in Japan					
電話番号／Telephone No.					
更新の理由 Reason for renewal					
臨床修練又は臨床教授等終了後の予定 Plans after the advanced clinical training or clinical teaching and research ☐ 帰国／Return to your country 勤務予定先／Intended place of work ☐ その他／others ()					

日本国及び外国において 欠格事由に該当しない旨の申述 Declaration that applicant has not come under grounds for disqualification in Japan or overseas	成年被後見人又は被保佐人であることの有無 An adult ward or a person under curatorship	☐ なし／No ☐ あり／Yes
	罰金以上の刑に処せられたことの有無 Fine or severer punishment	☐ なし／No ☐ あり／Yes 具体的内容／Details ()
	医業停止等の行政処分を受けたことの有無 license suspension	☐ なし／No ☐ あり／Yes 具体的内容／Details ()
	医事に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 Criminal records concerning medical affairs	☐ なし／No ☐ あり／Yes 具体的内容／Details ()

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.

年	月	日
Year	Month	Day

- (注 意) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
(Remarks) 2. ※印の欄には、記入しないこと。
Column with ※sign is for official use only.
3. 黒ボールペンを用い、かき書又はフロッグ体ではっきり記入すること。
Write clearly in black letters with ball-point pen.
4. 収入印紙には、消印をしないこと。
Don't seal the revenue stamp.
5. 指示のない欄は日本語又は英語で記入すること。
Fill in Japanese or English except in indicated cases.

様式第三号 (第六条関係)

外国医師 (外国歯科医師・外国看護師等)

Foreign Medical Practitioner (Foreign Dental Practitioner・Foreign Nurse)

CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

臨床修練許可証／臨床教授等許可証

許可の種類 Type of Permission	☐ 臨床修練／Advanced Clinical Training ☐ 臨床教授等／Clinical Teaching and Research	
	国籍等 Nationality, etc.	
氏名 Name	(ローマ字) (in Roman Letters)	
	(カタカナ) (in Japanese Katakana)	
許可番号 (Permit No.)	許可年月日 Date of Permit	年 月 日 Year Month Day

写真
photo

許可の期限
Term of Permission

年 月 日
Year Month Day

厚生労働大臣
Minister of Health, Labour and Welfare

公印

(裏面)

(注意事項)
(Remarks)

1. 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、厚生労働大臣の指定する病院又は診療所において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者の実地の指導監督の下に臨床修練を行わなければならない。
Foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses are permitted for advanced clinical training, only under the tuition and supervision of clinical instructors in the hospitals or clinics designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.

2. 臨床教授等外国医師又は臨床教授等外国歯科医師は、厚生労働大臣の指定する病院において臨床教授等を行わなければならない。
Foreign medical practitioners or dental practitioners are permitted for clinical teaching and research, only in the hospitals designated by the Minister of Health, Labour and Welfare.

3. 許可の条件は、次のとおりとする。
Conditions of permission are as follows.

[

4. 外国医師又は外国歯科医師は、処方せんの交付を行うことができない。
Foreign medical practitioners or dental practitioners are not permitted to issue prescriptions.

5. 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、臨床修練又は臨床教授等を行う時、この許可証を見やすい位置に着用しなければならない。
During clinical training or clinical teaching and research, foreign medical practitioners, dental practitioners or nurses must wear this certificate at a visible place.

]

様式第四号 (第七条第二項関係)

臨床修練許可証／臨床教授等許可証書換え交付申請書

APPLICATION FOR REMITTING CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH

※許可番号	※書換交付年月日	
-------	----------	--

許可証の種類
Type of Certification of Permission

☐臨床修練許可証
Certification of Permission of Advanced clinical training
☐臨床教授等許可証
Certification of Permission of Clinical teaching and research

許可番号
Permit No.

許可年月日
Date of Permit

年 月 日
Year Month Day

変更を生じた事項
Items to change

国 籍 等 Nationality, etc.	変 更 前 before Change	変 更 後 after Change
氏 名 Name (原語) (in Original Letters)		
(ローマ字) (in Roman Letters)	(last) (first) (middle) (last) (first) (middle)	
(カタカナ) (in Japanese Katakana)	(last) (first) (middle) (last) (first) (middle)	
変更の事由 Reason for Change		

上記により、関係書類を添えて許可証の書換え交付を申請します。
As mentioned above, I hereby apply for rewriting the Certificate of Permission, and submit the necessary documents.

日本における居住地
Present Address in Japan

電 話 番 号
Tel. No.

c / o

方

氏 名 Name	(原語) (in original Letters)	(last) (first) (middle) (last) (first) (middle)
	(ローマ字) (in Roman Letters)	
生 年 月 日 Date of Birth	(カタカナ) (in Japanese Katakana)	(last) (first) (middle) (last) (first) (middle)
		年 月 日 Year Month Day

厚生労働大臣
To: Minister of Health, Labour and Welfare

(Date) 年 月 日
Year Month Day

署名
Signature

殿

様式第五号（第八条第二項関係）

※許可番号				※再交付年月日			
APPLICATION FOR REISSUE OF CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING / CLINICAL TEACHING AND RESEARCH 臨床修練許可証／臨床教授等許可証再交付申請書							
許可証の種類 Type of Certification of Permission		☐ 臨床修練許可証 Certification of Permission of Advanced clinical training ☐ 臨床教授等許可証 Certification of Permission of Clinical teaching and research					
許可番号 Permit No.		許可年月日 Date of Permit		年		月 日 Month Day	
国籍等 Nationality, etc.		出生地 Place of Birth					
氏名 (原語) (in Original Letters)							
(ローマ字) (in Roman Letters)		(last)		(first)		(middle)	
(カタカナ) (in Japanese katakana)		(last)		(first)		(middle)	
性別 Sex		男 Male		女 Female			
生年月日 Date of Birth		年		月		日 Day	
上記の許可証を（破った・汚した・失った）ので、関係書類を添えて許可証の再交付を申請します。 I hereby apply for the reissue of the Certificate of Permission, and submit the necessary documents.							
日本における居住地 Present Address in Japan				c/o			
電話番号 Tel. No.				()			
氏名 Name		(原語) (in Original Letters)		(ローマ字) (in Roman Letters)		(last) (first) (middle)	
				(カタカナ) (in Japanese Katakana)		(last) (first) (middle)	
生年月日 Date of Birth		年		月		日 Day	
厚生労働大臣 To: Minister of Health, Labour and Welfare (Date) 年 月 日 Year Month Day 署名 Signature							

様式第六号（第十一条関係）

CERTIFICATE OF ADVANCED CLINICAL TRAINING 臨床修練証明書			
国籍等 Nationality, etc.		出生地 Place of Birth	
氏名 (原語) (in Original Letters)			
(Name) (ローマ字) (in Roman Letters)		(last) (first) (middle)	
生年月日 Date of Birth		年 月 日 Year Month Day	
上記の者は、次のとおり、臨床修練を行った者であることを証明する。 This is to certify that the person mentioned above received the advanced clinical training, as follows.			
1. 臨床修練を行った病院の名称 Name of hospital in which he/she has received advanced clinical training			
2. 臨床修練の内容 Details of advanced clinical training			
3. 臨床修練の期間 Term of advanced clinical training			
年 月 日 Year Month Day			
病院長 President of Hospital			
臨床修練指導医 (指導歯科医・指導者) Clinical Instructor		印	
上記の者は、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、臨床修練の許可を受けた者であることを証明する。 This is to certify that under the provision of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners, etc., the person mentioned above was granted permission for advanced clinical training.			
(Date) 年 月 日 Year Month Day			
厚生労働大臣 Minister of Health, Labour and Welfare 印			

(臨床工学士法施行規則の一部改正)
第十六条 臨床工学士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第十九号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請) 第一条の三 (略)			(免許の申請) 第一条の三 (略)		
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第七十二条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第七条第二項において同じ。)			2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。))については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等(以下「国籍等」という。))を記載したものに限る。第七十二条第二項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第七条第二項において同じ。)		
二 (略)			二 (略)		
(名簿の登録事項) 第二条 臨床工学士名簿(以下「名簿」という。))には、次に掲げる事項を登録する。 一 (略)			(名簿の登録事項) 第二条 臨床工学士名簿(以下「名簿」という。))には、次に掲げる事項を登録する。 一 (略)		
二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県(日本の国籍を有しない者については、その国籍等)(略)			二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)、氏名、生年月日及び性別(略)		
三 七 (略)			三 七 (略)		
(名簿の訂正) 第三条 (略)			(名簿の訂正) 第三条 (略)		
2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(国籍等を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。))及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。			2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本(中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。))及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。)を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。		

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。
様式第四号中「本籍地都道府県名(国籍)」を「本籍地都道府県(国籍等)」に改める。
様式第五号及び様式第六号中「国籍」を「国籍等」に改める。
(義肢装具士法施行規則の一部改正)
第十七条 義肢装具士法施行規則(昭和六十三年厚生省令第二十号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請) 第一条の三 (略)			(免許の申請) 第一条の三 (略)		
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。及び日本国との			2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(以下「中長期在留者」という。及び日本国との		

(傍線部分は改正部分)

平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第七十二条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第七条第二項において同じ。） 二（略） （名簿の登録事項） 第二条 義肢装具士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一（略） 二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三 七（略） （名簿の訂正） 第三条（略） 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 様式第一号から様式第三号までの様式中「<u>国籍</u>」を「<u>国籍等</u>」に改める。 様式第四号中「<u>本籍地都道府県名（国籍）</u>」を「<u>本籍地都道府県（国籍等）</u>」に改める。 様式第五号及び様式第六号中「<u>国籍</u>」を「<u>国籍等</u>」に改める。 （歯科衛生士法施行規則の一部改正） 第十八条 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。次の表のように改める。		
改	正	後
（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法		
改	正	前
平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第七条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。第七条第二項において同じ。） 二（略） （名簿の登録事項） 第二条 義肢装具士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一（略） 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別 三 七（略） （名簿の訂正） 第三条（略） 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 （傍線部分は改正部分）		

第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限り、第六条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三（略） 3（略） （名簿の登録事項） 第二条 歯科衛生士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一（略） 二 氏名、生年月日及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）三〇七（略） （名簿の訂正） 第三条（略） 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。		第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限り、第六条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三（略） 3（略） （名簿の登録事項） 第二条 歯科衛生士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一（略） 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名及び生年月日三〇七（略） （名簿の訂正） 第三条（略） 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	
様式第一号から様式第四号までの様式及び様式第六号中「国籍」を「国籍等」に改める。 （あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正） 第十九条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号）の表のように改める。		（傍線部分は改正部分）	
改 正 後		改 正 前	
（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七号第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）		（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七号第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。）	
3（略）		3（略）	

(名簿の登録事項) 第二条 あん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゅう師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一 (略) 二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三 七 (略) (名簿の訂正) 第三条 (略) 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 様式第一号から様式第五号までの様式中「<u>国籍</u>」を「<u>国籍等</u>」に改める。 第二十条 柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。次の表のように改める。		
改	正	後
(免許の申請) 第一条の三 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 (略) 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三 (略) 3 (略) (名簿の登録事項) 第二条 柔道整復師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一 (略) 二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三 七 (略)		
改	正	前
(免許の申請) 第一条の三 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 (略) 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三 (略) 3 (略) (名簿の登録事項) 第二条 柔道整復師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一 (略) 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別 三 七 (略)		

(傍線部分は改正部分)

(名簿の訂正) 第三条 (略) 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	(名簿の訂正) 第三条 (略) 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
様式第一号から様式第五号までの様式中「<u>国籍</u>」を「<u>国籍等</u>」に改める。 (救急救命士法施行規則の一部改正) 第二十一条 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。	(傍線部分は改正部分)
改正後 (免許の申請) 第一条の三 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第三条第二項において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。） 二 (略) (名簿の登録事項) 第二条 救急救命士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一 (略) 二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三 七 (略) 第三条 (略) 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。	改正前 (免許の申請) 第一条の三 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第三条第二項において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し。） 二 (略) (名簿の登録事項) 第二条 救急救命士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一 (略) 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別 三 七 (略) 第三条 (略) 2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び同項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び同項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第五号までの様式中「国籍」を「国籍等」に改める。
(理容師法施行規則の一部改正)
第二十二條 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改める。

改 正 後			改 正 前		
(免許の申請手続) 第一條 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二条の規定により理容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。） 二 (略) (理容師名簿の登録事項) 第二條 理容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一 (略) 二 本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三 九 (略) (開設の届出) 第十九條 (略) 2・3 (略) 4 外国人が第一項の届出をするに当たつては、第二項の書類のほか、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。 様式第一から様式第四までの様式中「<u>国籍</u>」を「<u>国籍等</u>」に改める。 (美容師法施行規則の一部改正) 第二十三條 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。			(免許の申請手続) 第一條 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二条の規定により理容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離		
(免許の申請手続) 第一條 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により美容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離			(免許の申請手続) 第一條 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により美容師の免許を受けようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離		

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。） 二（略） （美容師名簿の登録事項） 第二条 美容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一（略） 二 本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等） 三、九（略） （開設の届出） 第十九条（略） 2・3（略） 4 外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。 様式第一から様式第四までの様式中「<u>国籍</u>」を「<u>国籍等</u>」に改める。 （言語聴覚士法施行規則の一部改正） 第二十四条 言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改める。		脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第三条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。） 二（略） （美容師名簿の登録事項） 第二条 美容師名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。 一（略） 二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍） 三、九（略） （開設の届出） 第十九条（略） 2・3（略） 4 外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。	
（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（以下「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三（略） 3（略）		（免許の申請） 第一条の三（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一（略） 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（以下「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等（以下「国籍等」という。）を記載したものに限る。第六条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第六条第二項において同じ。） 三（略） 3（略）	

（傍線部分は改正部分）

(名簿の登録事項)

第二条 言語聴覚士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一 (略)

二 氏名、生年月日、性別及び本籍地都道府県（日本の国籍を有しない者については、その国籍等）

三 七 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

様式第一号から様式第五号までの様式中「国籍」を「Nationality」に改める。

(医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部改正)

第二十五条 医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「Nationality」に改める。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十一条第一項の規定による許可を受けようとする外国医療関係者が厚生労働大臣に提出しなければならない書面等を定める省令の一部改正)

第二十六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第九十一条第一項の規定による許可を受けようとする外国医療関係者が厚生労働大臣に提出しなければならない書面等を定める省令（平成十六年厚生労働省令第百三十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「国籍」を「Nationality」に改める。

(歯科医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部改正)

第二十七条 歯科医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの様式中「国籍」を「Nationality」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 この省令の施行前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の七第一項の規定による申請書の提出をした者の当該申請書の提出に係る登録販売者名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の登録販売者名簿の登録事項を第九条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百五十九条の八第一項第二号の規定に従ったものとするため、同令第百五十九条の九第一項の規定により登録販売者名簿の登録事項の変更を届け出ることができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「届け出ることができる」と読み替えるものとする。

(臨床工学技士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行前に臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る臨床工学技士名簿の登録事項については、なお従前の例による。2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、臨床工学技士名簿の登録事項を第十六条の規定による改正後の臨床工学技士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により同項の臨床工学技士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

(名簿の登録事項)

第二条 言語聴覚士名簿（以下「名簿」という。）には、次に掲げる事項を登録する。

一 (略)

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別

三 七 (略)

(名簿の訂正)

第三条 (略)

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。第五条第二項において同じ。）及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。）を添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（義肢装具士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行前に義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る義肢装具士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の義肢装具士名簿の登録事項を第十七条の規定による改正後の義肢装具士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により義肢装具士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（歯科衛生士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この省令の施行前に歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る歯科衛生士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の歯科衛生士名簿の登録事項を第十八条の規定による改正後の歯科衛生士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により歯科衛生士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この省令の施行前にあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の三第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係るあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項のあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿の登録事項を第十九条の規定による改正後のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定によりあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（柔道整復師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この省令の施行前に柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る柔道整復師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の柔道整復師名簿の登録事項を第二十条の規定による改正後の柔道整復師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により柔道整復師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（救急救命士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この省令の施行前に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る救急救命士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の救急救命士名簿の登録事項を第二十一条の規定による改正後の救急救命士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により救急救命士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（理容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 この省令の施行前に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第五条の二第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る理容師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の理容師名簿の登録事項を第二十二条の規定による改正後の理容師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により理容師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（美容師法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 この省令の施行前に美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第五条の二第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る美容師名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の美容師名簿の登録事項を第二十三条の規定による改正後の美容師法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により美容師名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。

（言語聴覚士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この省令の施行前に言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第六条第一項の規定による免許の申請をした者の当該申請に係る言語聴覚士名簿の登録事項については、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、同項の言語聴覚士名簿の登録事項を第二十四条の規定による改正後の言語聴覚士法施行規則第二条第二号の規定に従ったものとするため、同令第三条第一項の規定により言語聴覚士名簿の訂正を申請することができる。この場合において、同項中「に変更を生じたときは、三十日以内に」とあるのは「の変更をするときは」と、「申請しなければならない」とあるのは「申請することができる」と読み替えるものとする。